

公営企業会計のしくみ

1. はじめに

公営企業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計方式を採用しています。地方公営企業は、住民の福祉の増進を目的として営まれています。特に企業としての経済性を発揮する必要があるため、一般の官庁会計とは異なった企業会計という経理方式によって財政状況が捉えられています。この方式は、基本的には民間企業が行う会計処理と同じもので、次のような特色をもっています。

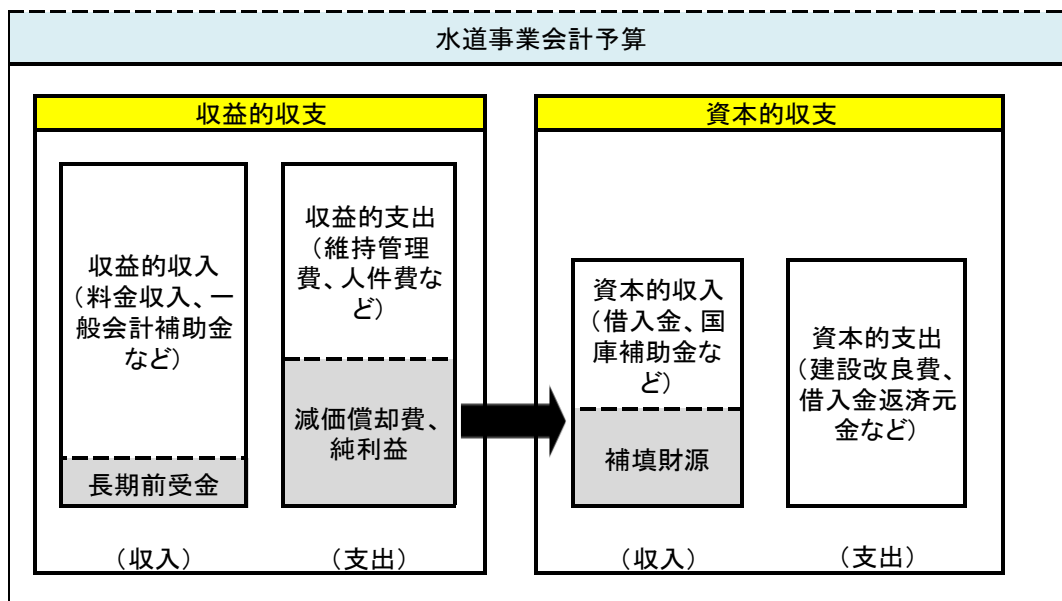
2. 現金主義ではなく発生主義

市の一般会計などで採用されている官公庁会計は、現金の出入りに基づいて計理記帳される「現金主義」をとっているのに対して、公営企業会計では、現金の出入りの有無にかかわらず事実（取引）の発生に基づきその都度記録し、整理する「発生主義」会計方式をとっています。

- (1) 企業の経理には現金は動かないが経営にかかわるものがあり、それらを正確に把握する必要があります。
- (2) 取引の多くは債権・債務の発生時点と現金の動く時点でずれが生じることが普通であり、財政状況を把握するために発生時点でとらえる方が正確です。
- (3) 収益と費用を対応させて経営成績を正確に把握するために、収益と費用の対応関係に基づく事実をとらえる必要があります。

3. 収益的収支と資本的収支の2本立てでの計理

水道事業における事業活動は、水を作って配る経常的な営業活動と、水を作って配るために必要な施設の建設・改良活動に大別することができます。地方公営企業法では、前者の予算（財布）を「収益的収支」、後者を「資本的収支」と呼んでおり、家庭で例えれば二つの財布を使って家計をやりくりしていると言えます。



4. 減価償却費

水道事業会計が二つの財布を持つ理由の一つに「減価償却費」という概念があります。

例えば、浄水場のように長い期間にわたって利用するようなもの（固定資産）については、取得した年度だけの費用とはせず、翌年度以降の費用（減価償却費）として計上します。「減価償却費」の主な目的は、固定資産の価値の減少を、後年の年度ごとの費用として分割（＝資金の回収）するもので、そのイメージは次のようになります。

年度	当年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
「収益的収支」の財布		費用 10万円	費用 10万円	費用 10万円	費用 10万円	費用 10万円
「資本的収支」の財布	50万円 支出	↓	↓	↓	↓	↓

企業会計は一見複雑で分かりにくい部分がありますが、財務・経営状況を明らかにできることや、減価償却計算によって適正な原価を計算できるなど大きな利点があります。

水道事業がこの企業会計を導入している目的は、保有している資産の状況や正確な費用を把握するためであり、ひいては効率的な事業経営の実現と水道料金世代間の公平性を確保するためです。